

令和6年度軽自動車税（種別割）の納期限の延長について

令和6年能登半島地震により被害に遭われた地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、習志野市ではこの度の地震により被害に遭われた指定地域にお住まいの皆様、事務所又は事業所を有する事業者の方に対し、軽自動車税（種別割）の納期限を延長することといたしました。

なお、延長後の納期限につきましては、改めてご案内いたします。

記

1. 対象となる方

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

都道府県名	指定地域
富山県、石川県	全域

2. 納期限の延長

令和6年度軽自動車税（種別割）の納期限（令和6年5月31日）を延長

3. 延長後の納期限について

延長後の納期限は、改めてご案内いたします。

※納期限が「令和6年5月31日」と記載された納付書を利用して納付される方

納付書を利用して納付できます。また、納付書は5月31日以降も利用可能です。紛失等によりお手元に無い場合は、再発行をいたしますので、以下の連絡先までご連絡願います。

〈問合せ先〉

税制課 電話 047-453-7317
E-mail zeisei@city.narashino.lg.jp